

吉川市週休2日制モデル工事試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建設業界における技術者の離職対策や若年者をはじめとする担い手の確保につなげるため、魅力的な職場環境づくりを支援し、ひいては、将来にわたる公共工事の品質確保を目指すための取組として、本市発注の建設工事において「週休2日制モデル工事」（以下「モデル工事」という。）を試行するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語は、吉川市契約規則（昭和41年4月11日規則第5号）において使用する例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 週休2日

契約工期のうち対象期間において、4週8休以上（28.5%以上）の現場閉所率を達成するものをいう。

(2) 現場施工着手日

現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等実際に現場作業に着手する日をいう。

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要となる作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

(4) 現場閉所率

現場閉所日の日数を対象期間の日数で除することにより算定する率をいう。

(対象期間)

第3条 モデル工事における対象期間は、契約工期のうち現場施工期間（現場施工着手日から現場施工完了日まで）とする。ただし、7日に満たない最終週は対象期間から除く。

2 年末年始、夏季休暇、工場製作のみの期間、工事一時中止期間、発注者があらかじめ設定する内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業の休止を余儀なくされる期間等）は対象期間に含み、そのうち休日（原則として土曜日及び日曜日）のみを現場閉所日としてカウントするものとする。

(休日)

第4条 休日は、原則として土曜日及び日曜日とするが、現場の特性等により別の曜日を選定することや、祝日等を充てることを妨げない。

2 降雨、降雪、猛暑等の天候の影響による予定外の現場閉所日は、休日を含めることができるものとし、閉所が確定した段階で、速やかに、振替作業日の予定を含め、発注者に報告するものとする。

3 地元対応等でやむを得ず休日に作業が生じる場合には、原則として作業日の前後7日以内に振替休日を取得するものとする。

(対象工事)

第5条 モデル工事の対象は、工事の種別、規模等を勘案し、市長が選定するものとする。ただし、次の各号に掲げる工事を除く。

- (1) 竣工時期や現場条件（出水期、交通規制等）に制約が大きい工事
- (2) 緊急を要する工事（災害復旧工事、応急工事等）
- (3) 単価契約方式による工事
- (4) 対象期間が1週間未満の工事
- (5) 前各号に掲げる工事のほか、週休2日の実施が困難な工事

(発注方式)

第6条 モデル工事の発注は次の各号に掲げるいずれかの方式によるものとする。

(1) 発注者指定型

発注者がモデル工事に取り組むことを指定して発注する方式。

(2) 受注者希望型

受注者が工事着手前に発注者に対してモデル工事に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式。

(工期の設定)

第7条 発注者は、契約工期の設定にあたっては、通常算入する準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日及び後片付け期間に加え、週休2日の実施に係る受発注者の事務処理期間として、14日を上乘せするものとする。

2 契約工期の変更理由が、次の各号に掲げる受注者の責によらない場合は、発注者と受注者が協議のうえ、適切に工期の変更を行う。

- (1) 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じたとき。
- (2) 著しい悪天候により、作業不稼働日が多く発生したとき。
- (3) 工事中止や工事一時中止により、全体工程に影響が生じたとき。
- (4) 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じたとき。
- (5) その他特別な事情により、全体工程に影響が生じたとき。

(経費の補正)

第8条 発注者がモデル工事の予定価格を定めるにあたっては、4週8休以上を前提として、土木工事（土木工事標準積算基準書（埼玉県）を適用するもの）においては、別表に掲げる経費にそれぞれの補正係数を乗じ、工事費を積算するものとする。なお、土木工事以外については、市長が別に定めるものとする。

2 発注者指定型においては、発注者が施工後に現場閉所の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合、請負代金額のうち当該補正分を減額する契約変更を行う。

3 受注者希望型においては、発注者が現場閉所の状況を確認して4週8休に満たない場合は、その達成状況に応じ、別表に掲げる経費に補正係数を変更して工事費を積算し、請負代金額を変更する。なお、工事着手前にモデル工事に取り組むことについて協議が整わな

かったもの（受注者がモデル工事の取り組みを希望しないものを含む。）については、契約締結後における直近の契約変更時に合わせて、当該補正分を減額する契約変更を行う。

（実施方法）

第9条 発注者は、モデル工事の発注にあたっては、別記1に基づき入札公告等へ明示するほか、特記仕様書（別記2）により発注方式を明示することとする。

2 受注者希望型の場合、受注者は、契約後速やかにモデル工事の実施の意向について、発注者と協議を行い、週休2日制モデル工事实施届（第1号様式）を提出する。

3 モデル工事の実施は、次の各号に定めるところによる。

(1) 現場施工着手前

ア 受注者は、週休2日を前提とする施工計画書及び工程表を提出する。

イ 受注者は、現場施工着手日から28日分の休日取得計画書（第2号様式）を提出し、休日の取得計画について発注者の確認を受ける。

ウ 受注者は、モデル工事である旨を明示するため、別記3記載例の内容を基本とし、公衆の見やすい場所に掲示する。

(2) 現場施工期間中

ア 受注者は、翌28日分の休日取得計画書（第2号様式）を当該休日取得計画書の初日となる日の7日前までに提出し、休日の取得計画について発注者の確認を受ける。28日に満たない最終期間は7日ごとに確認を受ける。

イ 受注者は、前号イ又は第2号アの規定により提出した休日取得計画書の計画期間終了後7日以内に、休日取得実績書（第3号様式）を提出し、休日の取得実績について発注者の確認を受ける。

ウ 受注者は、天候の影響や地元対応等により、休日の振替を行う場合は、原則として、事前に工事記録を提出し、発注者の承認を受けるものとする。ただし、天候の急変や緊急工事など急を要する場合は、事後速やかに発注者に報告することとする。

エ 発注者は、休日に作業が生じるような指示は行わないとともに、受注者からの協議等には速やかな対応に努める。

オ 受注者は、週休2日の確保について、下請負人を指導する。

カ 現場着手後、やむを得ずモデル工事の取り組みができなくなった場合は、発注者と協議のうえ、週休2日制モデル工事实施届（第1号様式）を提出し、モデル工事の対象外とすることができる。

(3) 現場施工完了後

ア 受注者は、現場施工完了日から3日以内かつ工事完成届提出予定日の21日前までに、最終の休日取得実績書（第3号様式）及び休日取得実績書【集計表（第3号様式の2）】を提出するとともに、現場閉所を確認できる資料（作業日報等）を提示し、休日の取得実績について発注者の確認を受ける。

イ 発注者は、現場閉所の達成状況に応じて、前条の定めにより、経費について必要とな

る契約変更を行う。ただし、アに規定する提出期限内に休日取得実績書等の提出がなかった場合には、モデル工事を履行できなかったものとして扱う。

(工事成績評定)

第10条 発注者は、受注者の現場閉所の履行実績に応じ、工事成績評定にある監督員用の評定の「4 創意工夫」で評価する。

2 発注者は、4週8休以上の現場閉所を確認した場合、「4 創意工夫」での加点評価は2点とする。ただし、4週8休以上を達成できなかった場合においても、減点を行わない。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

現場閉所状況 (現場閉所率)	4週8休以上 (28.5%以上)	4週7休以上4週8 休未満(25.0% 以上28.5%未満)	4週6休以上4週7 休未満(21.4% 以上25.0%未満)
労務費	1.05	1.03	1.01
機械経費(賃料)	1.04	1.03	1.01
共通仮設費率	1.04	1.03	1.02
現場管理費率	1.06	1.04	1.03

※労務費分が明らかになっていない市場単価等については、補正の対象としない

別記1（第9条関係）

（入札公告等への「週休2日制モデル工事」である旨の明示）

<入札公告等>

一般競争

1 入札対象工事

(6) その他 本工事は「週休2日制モデル工事（※型）」の試行対象工事である。

指名競争

1 入札対象工事

(4) その他 本工事は「週休2日制モデル工事（※型）」の試行対象工事である。

※発注方式により、「発注者指定」もしくは「受注者希望」を記入

別記2（第9条関係）

週休2日制モデル工事に係る特記仕様書

（趣旨）

第1条 本工事は「週休2日制モデル工事（※型）」（※「発注者指定」もしくは「受注者希望」を記入）の試行対象工事であり、「週休2日制モデル工事」（以下「モデル工事」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（週休2日の確保）

第2条 対象期間において、原則として土曜日及び日曜日を休日（現場閉所）とし4週のうち8休以上を確保することとするが、現場の特性等により別の曜日を選定することや、祝日等を充てることを妨げない。

（対象期間）

第3条 本工事における契約工期のうち現場施工期間（現場施工着手日から現場施工完了日まで）とする。ただし、7日に満たない最終週は対象期間から除くものとする。

（モデル工事であることの明示）

第4条 本工事がモデル工事である旨を、公衆の見やすい場所に掲示するものとする。

（提出書類等）

第5条 本工事の受注者は、次に定めるとおり書類の提出及び確認を受けるものとする。

(1) 現場施工着手前

ア 週休2日を前提とする施工計画書及び工程表を提出する。

イ 現場施工着手日から28日分の休日取得計画書（第2号様式）を提出し、休日の取得計画について発注者の確認を受ける。

(2) 現場施工期間中

ア 受注者は、翌28日分の休日取得計画書（第2号様式）を当該休日取得計画書の初日となる日の7日前までに提出し、休日の取得計画について発注者の確認を受ける。28日に満たない最終期間は7日ごとに確認を受ける。

イ 受注者は、前号イ又は第2号アの規定により提出した休日取得計画書の計画期間終了後7日以内に、休日取得実績書（第3号様式）を提出し、休日の取得実績について発注者の確認を受ける。

ウ 受注者は、天候の影響や地元対応等により、休日の振替等を行う場合は、原則として、事前に工事記録を提出し、発注者の承認を受けるものとする。ただし、天候の急変や緊急工事など急を要する場合は、事後速やかに発注者に報告することとする。

(3) 現場施工完了後

ア 現場施工完了日から3日以内かつ工事完成届提出予定日の21日前までに、最終の休日取得実績書（第3号様式）及び休日取得実績書【集計表（第3号様式の2）】を提出するとともに、現場閉所を確認できる資料（作業日報等）を提示し、休日の取得実績について発注者の確認を受ける。

(その他)

第6条 この特記仕様書に定めのない事項については、「吉川市週休2日制モデル工事試行要領」（吉川市ホームページ掲載）に定めによるほか、必要に応じて監督員等と協議のうえ、決定するものとする。

別記3（第9条関係）

（現場での「週休2日制モデル工事」である旨の明示）

週休2日制モデル工事

この工事は、建設産業の就労環境を改善するため、週休2日の確保に取り組むモデル工事です。

工事名 ○○○○工事

発注者 吉川市

受注者 ○○○建設㈱__